

【健康福祉局】令和7年4月1日採用 会計年度任用職員
(生活支援課援護対策担当中国残留邦人等支援相談員 月額職) 募集案内

1 職務内容

- (1) 中国残留邦人等に対する支援給付事務を行う職員(以下「職員」という。)の補助業務を行うこと。
 - ア 実施機関窓口において、支援給付及び配偶者支援金に係る申請書の受付、認定に関する書類の確認及び相談業務を適宜職員と連携して行うこと。
 - イ 支援給付及び配偶者支援金支給要件の審査及び認定の調査等に際して、職員の指示により必要事項の聴き取りを行うこと。
- (2) 支援・相談員は、単独又は必要に応じて職員に同行し、家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて中国残留邦人等が日常生活上抱えている問題点を踏まえ、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施要領」による、中国残留邦人等に最も適した支援メニューを助言すること。
- (3) その他、中国残留邦人等の日常生活上の相談等に関すること。
- (4) 窓口、電話対応
- (5) その他、所属長が必要と認める業務

※大規模災害時における災害対応業務を含む(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

2 応募資格

- (1) 日本語及び中国語等が理解でき、会話、読み及び書きが可能であること。
- (2) 支援対象者の通院・支援対象者宅等への家庭訪問等の付添いが可能な健康状態であること。
- (3) パソコンの基本操作(エクセル・ワードなどの入力、端末操作など)が可能であること。
- (4) 窓口・電話対応が可能であること。
- (5) 中国残留邦人等に理解が深く、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活を送れるよう支援することができること。
- (6) 過去に中国人や中国残留邦人等への支援や通訳に携わった職務経験がある方を優先。

3 募集人数

若干名

4 勤務条件および報酬(令和7年度)

※報酬額については令和6年12月時点の情報です。

制度改正等により金額は変更になる可能性があります。

(1) 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)

(2) 勤務日

日曜日、土曜日を除く週5日
(国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く)

(3) 勤務時間

午前9時00分から午後4時00分まで

(4) 勤務場所

健康福祉局生活支援課援護対策担当(横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階)

(5) 給与

月額225,800円
期末・勤勉手当、通勤費用(実費相当額)を別途支給

(6) 休暇等

横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり

(7) 社会保険

健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

(8) その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

次の横浜市指定の書類を作成・用意し、書類提出期限までに「9 問合せ・提出先」に簡易書留にてお申込みください。

(1) 書類提出期限

令和7年1月7日（火）必着

(2) 提出書類

ア 「申込書」兼「履歴書」【局専用様式】、

イ 選考小論文

（ア及びイの様式はホームページよりダウンロードしてください）

※本市では郵送事故等による不達について責任を負いません。提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、選考に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用はいたしません。

6 選考について

第一次選考として書類選考、第二次選考として面接を行います。

(1) 一次選考：令和7年1月15日までに結果通知を発送（予定）

(2) 二次選考：令和7年1月23日（木）もしくは令和7年1月24日（金）のいずれか（予定）

令和7年2月上旬以降に結果を通知（予定）

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 雇入時健康診断

必要に応じ雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

9 問合せ・提出先

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎 16 階

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 会計年度任用職員採用担当

電話 045-671-2425（直通）

10 その他

この募集は、令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。予算の議決がなされない時は、選考に合格していても採用されないことがあります。